

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 9 日

日立市長 小 川 春 樹

### 記

損害賠償の額を定めることについて

令和7年11月5日午前10時30分頃、日立市滑川本町3丁目14番地内市民農園において、職員が、草刈り機による除草作業中に小石を跳ね上げ、同園内に駐車していた日立市田尻町5丁目1番3-301号平山豊人氏所有の自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

### 記

損害賠償額 金 82,830円